

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第135号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月25日（日） 08時50分ごろ	
発生場所	熊本県八代市 八代港北防砂堤灯台から真方位260° 1,850m付近（概位 北緯32° 32.64′ 東経130° 31.89′）	
事故等調査の経過	平成21年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>かず</sup> 一丸、4.6トン KM3-29275（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート <sup>くによろ</sup> 国洋丸、5トン未満（長さ6.67m） 293-34898、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 左舷船尾外板に破口及び擦過傷、舵を損傷	
事故等の概要	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、八代市大島沖の漁場向け航行中、B船は、船長Bが単独で乗り組み、錨泊して魚釣り中、平成21年10月25日08時50分ごろ、八代市三ツ島北東沖において、A船の船首とB船の左舷船尾が衝突した。 事故後、B船は、A船により係留場所へえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1 海象：潮汐 上げ潮中央期、波高 約0.5m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、三ツ島北東沖を漁場に向けて航行中、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、錨泊して魚釣り中、A船の接近に気付いたが、衝突を避ける措置をとらなかったものと考えられる。
原因	本事故は、三ツ島北東沖において、A船が漁場に向けて航行中、B船が錨泊して魚釣り中、A船が適切な見張りを行わずに航行し、また、B船がA船の接近に気付いたが、衝突を避ける措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	